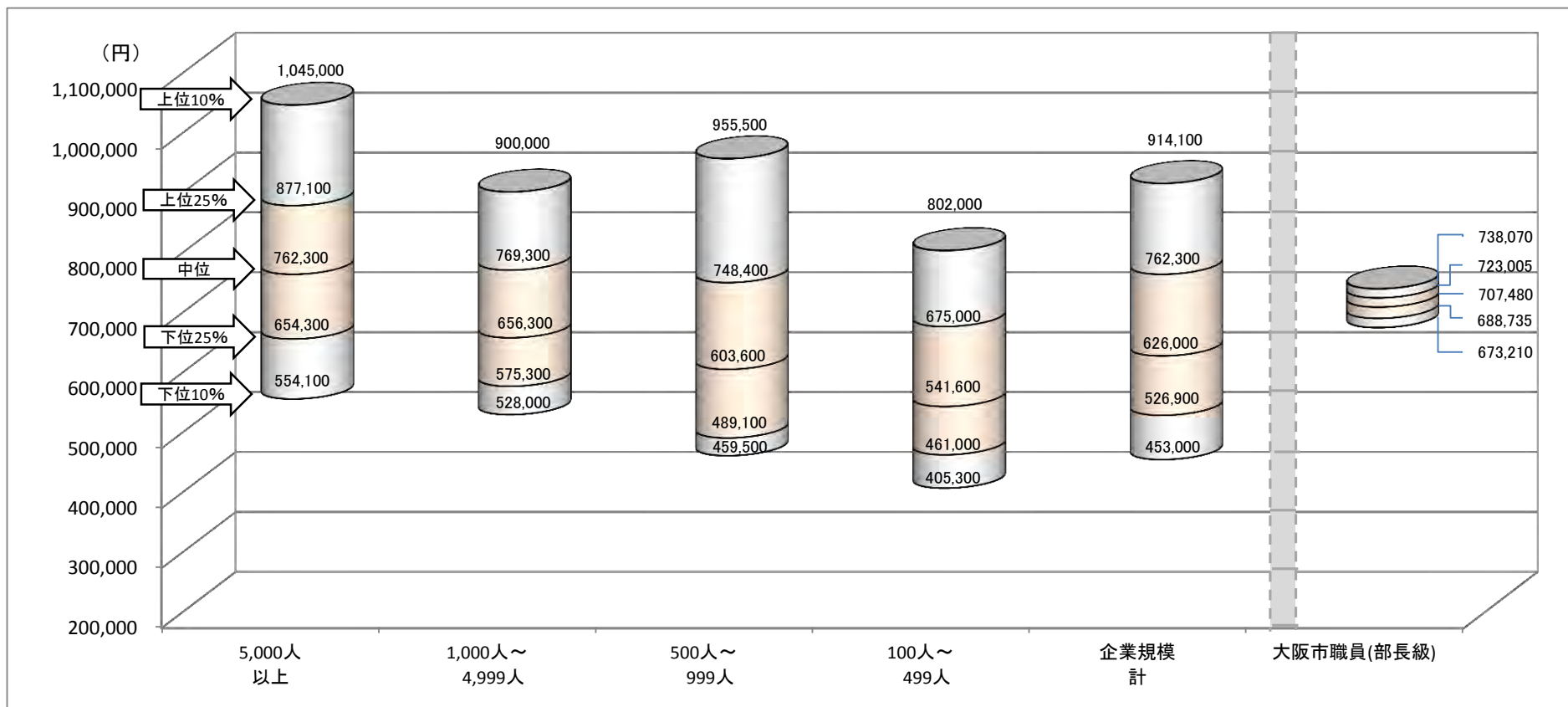


11 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与（月額）の分布状況【部長級】



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	1,045,000円	900,000円	955,500円	802,000円	914,100円	738,070円
上位25%	877,100円	769,300円	748,400円	675,000円	762,300円	723,005円
中位	762,300円	656,300円	603,600円	541,600円	626,000円	707,480円
下位25%	654,300円	575,300円	489,100円	461,000円	526,900円	688,735円
下位10%	554,100円	528,000円	459,500円	405,300円	453,000円	673,210円

(注)1.実労働日数が15日以上一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成24年から平成26年までの3年間の調査データで算出した。
 2.民間企業従業員の給与月額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額。
 3.本市職員の給与は、平成27年4月1日現在における行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。

※ 調査結果を給与月額の高い方から順にならべた場合に、上位10%・上位25%・中位・下位25%・下位10%に該当する者の給与月額を示したものです。
 例えば、上位10%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与月額です。

12 大阪市職員と民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の給与水準の比較

○給与減額措置前

大阪市職員 【行政職給料表適用者】	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			係員級(大学卒) ※主務除く		
	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
	53～55歳	30～32年	709,495円	51～53歳	28～30年	644,927円	39～41歳	16～18年	406,100円	29～31歳	6～8年	281,033円

1. 平均給与月額欄は、平成27年4月1日現在の、給与減額措置前の給料月額・扶養手当・管理職手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当基礎額の合計額。

民間企業従業員 (企業規模)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	867,259円	51～53歳	28～30年	662,292円	39～41歳	16～18年	522,127円	29～31歳	6～8年	326,408円
1,000～4,999人の企業			752,395円			624,297円			444,266円			292,074円
500～999人の企業			656,869円			530,823円			396,169円			281,100円
100～499人の企業			731,367円			502,019円			364,982円			269,698円

1. 平均給与月額欄は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額。

2. 実労働日数が15日以上的一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象に平成24年から平成26年までの3年間の調査データから算出した。

差引 (市職員－民間企業従業員)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 157,764円	51～53歳	28～30年	▲ 17,365円	39～41歳	16～18年	▲ 116,027円	29～31歳	6～8年	▲ 45,375円
1,000～4,999人の企業			▲ 42,900円			20,630円			▲ 38,166円			▲ 11,041円
500～999人の企業			52,626円			114,104円			9,931円			▲ 67円
100～499人の企業			▲ 21,872円			142,908円			41,118円			11,335円

※年齢及び勤続年数は、経年比較ができるよう平成25年及び平成26年に比較を行った際と同様の階層(平成25年4月1日現在における本市職員の平均及び在職者数の最も多し階層を考慮した階層)を設定しています。

○給与減額措置後

大阪市職員 【行政職給料表適用者】	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			係員級(大学卒) ※主務除く		
	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
	53～55歳	30～32年	677,097円	51～53歳	28～30年	615,539円	39～41歳	16～18年	394,234円	29～31歳	6～8年	276,288円

1. 平均給与月額欄は、平成27年4月1日現在の、給与減額措置後の給料月額・扶養手当・管理職手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当基礎額の合計額。
2. 給与減額措置として、給料月額(局長級▲6.5%、部長級・課長級▲5.5%、課長代理級以下▲1.5%～▲4.5%)及び管理職手当(▲5%)の減額が実施されている。

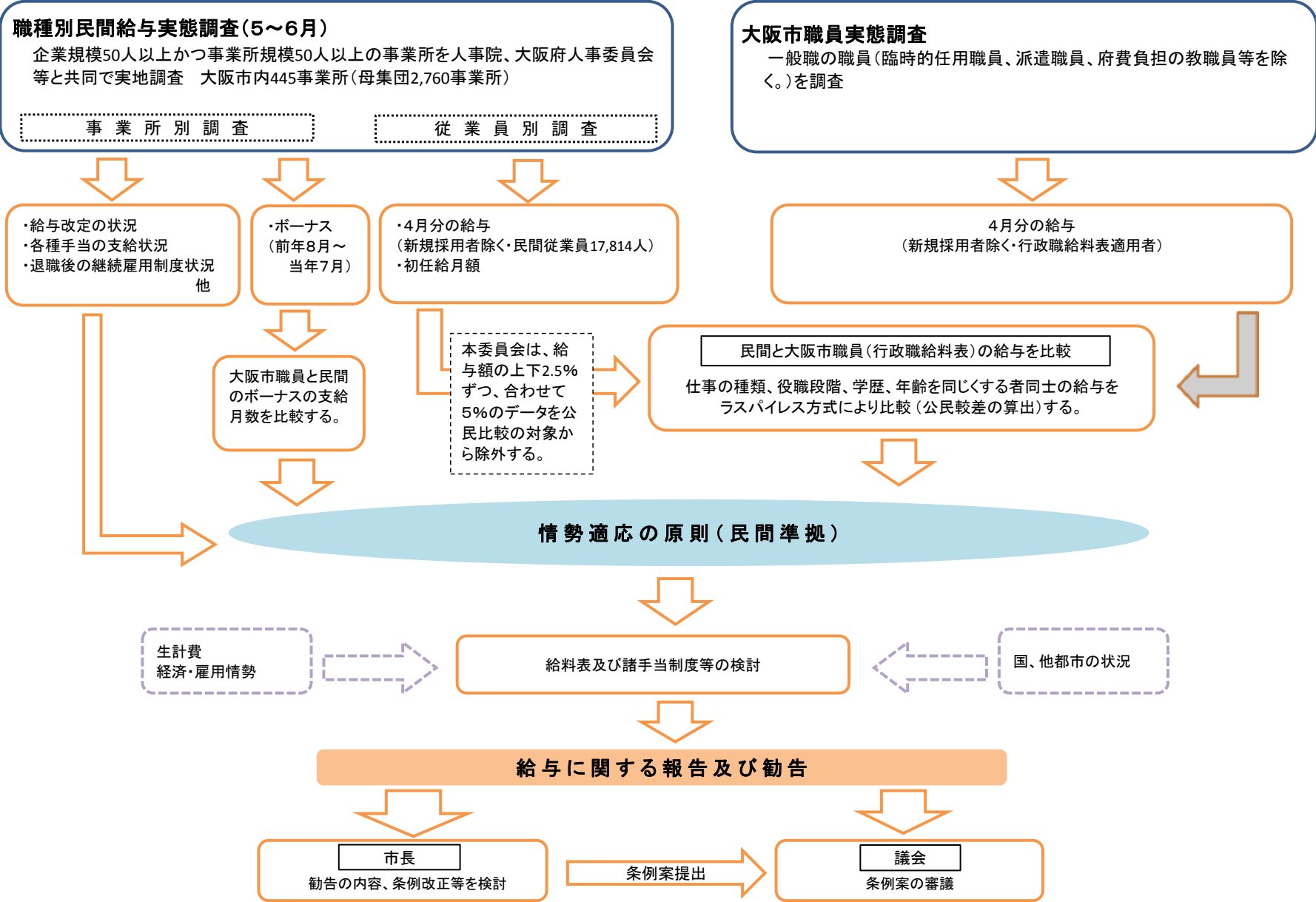
民間企業従業員 (企業規模)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	867,259円	51～53歳	28～30年	662,292円	39～41歳	16～18年	522,127円	29～31歳	6～8年	326,408円
1,000～4,999人の企業			752,395円			624,297円			444,266円			292,074円
500～999人の企業			656,869円			530,823円			396,169円			281,100円
100～499人の企業			731,367円			502,019円			364,982円			269,698円

1. 平均給与月額欄は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額。
2. 実労働日数が15日以上的一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象に平成24年から平成26年までの3年間の調査データから算出した。

差引 (市職員－民間企業従業員)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 190,162円	51～53歳	28～30年	▲ 46,753円	39～41歳	16～18年	▲ 127,893円	29～31歳	6～8年	▲ 50,120円
1,000～4,999人の企業			▲ 75,298円			▲ 8,758円			▲ 50,032円			▲ 15,786円
500～999人の企業			20,228円			84,716円			▲ 1,935円			▲ 4,812円
100～499人の企業			▲ 54,270円			113,520円			29,252円			6,590円

※年齢及び勤続年数は、経年比較ができるよう平成25年及び平成26年に比較を行った際と同様の階層(平成25年4月1日現在における本市職員の平均及び在職者数の最も多し階層を考慮した階層)を設定しています。

13 給与勧告の手順



15 給与制度の総合的見直しに係る給与改定

国は、給与制度の総合的見直しとして、地域間の給与配分、世代間の給与配分、職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを本年4月から段階的に実施し、平成30年4月に完成させることとしている。地方公務員法第24条第3項に基づく国及び他の地方公共団体との均衡の観点から、本市においても給与制度の総合的見直しを実施する必要がある。

- ①給料表水準を、平均1%程度引下げ ②地域手当の支給割合を、1%引上げ
③単身赴任手当の支給額の引上げ ④管理職員特別勤務手当の支給基準の改定

実施時期：平成28年4月1日

給料表

人事院が俸給表水準平均2%引下げを勧告したのは、地域間の給与配分を適正化するためであること、本市では本年の公民較差マイナス2.43%に基づく給料表の引下げ改定を行うことを踏まえると、同じく地域間の給与配分の適正化のために行われる地域手当の支給割合の改定が大阪府域においては1%の引上げであることから、本市における給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げについては、地域手当の支給割合の引上げ分に相当する平均1%程度とすることが適当であると考えます。

<行政職給料表>

① 1級及び2級

1級の全号給及び2級の初号付近は引下げを行わず、2級の中位号給以上については1級からの昇格時の対応も考慮しながら最大で平均改定率の8割程度の引下げにとどめる。

② 3級から8級

平均改定率程度から平均改定率の1.2倍程度の引下げを行う必要がある。

※ 3級及び4級の号給増設

3級及び4級の最高号給には50歳台前半層までの者がそれぞれ460人(最高号給を受ける者の77.2%)、700人(同69.2%)いることを踏まえ、これらの職員に対して勤務実績に応じた昇給の機会を確保するため、給料月額引下げの範囲内でそれぞれ4号給から8号給程度の増設を行うことを検討することが適当である。

地域手当

支給割合：現行15% → 16% に引上げ
(東京都の特別区の存する地域に在勤する職員：現行18%→20%)

単身赴任手当

基礎額：現行23,000円 → 30,000円 に引上げ
加算額：現行6,000円～45,000円 → 限度額を70,000円に引上げ

管理職員特別勤務手当

災害への対処等の臨時又は緊急の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合に対しても、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給
※地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当については、国に準じた改定